

平成 20 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 20 年 7 月 2 日（水）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 20 年 7 月 2 日（水） 14:00～15:05
2. 場 所 兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）
3. 議事要旨

○第 1 号議案：阪神間都市計画新住宅市街地開発事業の変更

【議案の説明】

本地区は、三田市南部地域に位置し、健全な住宅市街地の形成を図るため、昭和 45 年に新住宅市街地開発事業の都市計画が決定され、これまでに 7 回の都市計画変更が行われている。

〔概 要〕

- 1 区域及び面積の変更
 - ・区域の面積精査による区域面積の減少（約 9ha）
 - ・未買収地の区域除外による区域の変更及び区域面積の減少（約 2ha）
 - ・境界調整に基づく区域の変更及び区域面積の減少（約 0.01ha）
- 2 公共施設の配置及び規模の変更
 - ・前回の都市計画変更以降に都市計画道路の決定及び変更した道路を反映させる
- 3 宅地の利用計画の変更
 - (1) 教育施設の配置の変更
 - ・高等学校を 3 校の計画に変更はないが、1 校の配置を変更する
 - (2) 事業の進捗に伴う変更
 - ・特定業務施設用地の一部を住宅用地に変更する
 - ・その他公益的施設用地の一部を住宅用地に変更する
 - ・住宅形態や住宅整備手法の多様化に対応し、今後の住宅ニーズに適合した住宅・宅地供給を可能にするため、住宅用地の一部を大街区化する
 - ・近年の産業形態や施設形態の質的転換に合わせ、施設需要をより柔軟に受け止めるため、特定業務施設用地の一部をその他公益的施設用地に変更する

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

○第2号議案：阪神間都市計画用途地域の変更

【議案の説明】

三田市の南部地域に位置する「新住宅市街地開発事業（北摂地区）」については、健全な住宅市街地の形成を図るため、昭和45年に新住宅市街地開発事業の都市計画が決定された。今回は事業の変更、土地利用の動向及び都市施設整備の進捗等を踏まえ、良好な市街地形成と都市の健全かつ合理的な土地利用の実現を推進させるため、用途地域を変更するものである。

〔概要〕

- ・ A - 1 地区
第一種中高層住居専用地域(200/60)→第一種低層住居専用地域(100/50) 約7.6ha
- ・ A - 2 地区
第二種住居地域(200/60) →第一種低層住居専用地域(100/50) 約3.6ha
- ・ A - 3 地区
第二種住居地域(200/60) →第一種低層住居専用地域(100/50) 約3.2ha
- ・ A - 4 地区
第一種中高層住居専用地域(200/60)→第一種低層住居専用地域(100/50) 約3.0ha

【採決の結果】

原案どおり可決

○第3号議案：東播都市計画公園の変更

【議案の説明】

大池総合公園は、小野市の市街地北部に位置し、市民の日常的な健康増進の場として昭和46年に都市計画決定された総合公園である。

本公園周辺は、平成10年に策定された小野市都市計画マスタープランにおいて、新たに都市拠点として位置付けられ、行政、文化、福祉、商業及び交流などの様々な都市機能の集積が進められてきたが、今後、市の中心的な都市拠点として、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めることとしている。

このような土地利用の方針に基づき、本公園の一部を交流施設整備用地に転用し、本公園周辺の交流機能の更なる充実を図るとともに、本公園の施設計画を見直すことで、公園機能を確保し利便性向上を図るため、本案のとおり公園区域を変更するものである。

〔概要〕

名 称	5.5.601号 大池総合公園
種 別	総合公園
位 置	小野市王子町他
面 積	約10.3ha（位置及び面積、区域の変更）

【採決の結果】

原案どおり可決

○第4号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（多可町）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第51条ただし書の規定により、特定行政庁である兵庫県建築指導課が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、多可町役場から北へ約3.5kmに位置している。当該地は非線引きの都市計画区域である。

本案件は、資源のさらなる有効利用を図るために、木くずの破碎施設を設置するものである。

[概要]

名 称	ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）
位 置	多可郡多可町中区牧野
面 積	約5,600㎡
処理施設及び処理能力	木くずの破碎施設 17.36 t/日

【採決の結果】

原案どおり可決

○その他報告事項

広域都市計画基本方針策定報告（P5～P8のとおり）

4. お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係
078-362-3578

※ この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、8月下旬には同センターにおいて閲覧する予定です。

広域都市計画基本方針（共通編）（概要版）

1 基本事項

- (1) 広域都市計画基本方針の必要性
都市計画区域を超えた広域的な課題への対応
- (2) 目的
土地利用、社会資本整備、地域開発の総合的かつ計画的な推進
- (3) 位置付け
・21世紀兵庫長期ビジョン、まちづくり基本方針等の考え方を受けた広域的な都市計画の方針
・都市計画区域マスタープラン等策定のガイドライン
- (4) 目標年次
平成17年を基準として、平成27年を目標年次
- (5) 対象地域
21世紀兵庫長期ビジョンの7地域（神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を基本
- (6) 配慮すべき主な視点
・隣接する地域や府県（大阪、京都、鳥取、岡山、徳島等）との連携
・地域境界付近の土地利用の調整
- (7) 各地域の特性
7地域の位置・地勢、人口、産業、市街地形成の経緯、交通等の現状分析による地域特性に応じた方針の策定

2 都市づくりの基本方向

人口減少・少子高齢化の進行など時代潮流、都市を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な都市づくり

- (1) 都市づくりの目標
 - ア 生活の質を向上させる都市づくり
 - イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり
 - ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり
 - エ 広域的な交流と連携の都市づくり
- (2) 広域都市計画基本方針で定める都市づくりに関する事項
 - ア 都市の拠点形成・配置及び都市機能の連携・分担に関する事項
・都市の拠点形成について
・都市機能の強化について
・都市機能の連携について
 - イ 広域ネットワークに関する事項
・階層的な交通ネットワークの形成について
・交通ネットワークの強化について
・多様な交通手段の連携について
 - ウ 土地利用に関する事項
・土地利用規制と誘導について
・土地利用課題への対応について
 - エ 広域的な連携と調整のしくみづくりに関する事項

3 都市の拠点形成・配置及び都市機能の連携・分担の方針

- (1) 都市の拠点形成
機能集積度及び圏域の広さを勘案した拠点の形成
 - ア 広域都市拠点
広域的圏域をもつ複合的機能の集積が特に高い市街地
 - イ 都市拠点
市町域程度の圏域をもつ複合的な機能が一定以上集積している市街地等
 - ウ 生活拠点
日常生活に密着した都市機能が集積する市街地
 - エ 特定機能拠点
市町域程度の圏域または広域的圏域をもつ観光、交流、防災等特定機能の立地がある市街地
- (2) 都市機能の強化の考え方
 - ア 個々の機能の強化
中心的施設等の充実による強化
 - イ 拡散した機能の集約化
集積メリットの発揮による強化
 - ウ 既存機能の連携の強化
既存機能の特性に応じた役割分担と連携による強化
- (3) 都市機能の連携パターン
・階層的な連携（医療など）
・クラスターによる連携（産業など）
・周遊型の連携（観光など）

5 土地利用の方針

- (1) 土地利用規制・誘導の方針
 - ア 都市計画区域及び区域区分
都市計画手法を活用した規制誘導
 - (ア) 地域内の複数の都市計画区域の設定方針
市町の行政区域にかかわらず総合的に勘案し、市町合併に起因する都市計画区域の再編については、一体的な都市として総合的に整備、開発及び保全することが適切な区域を設定
 - (イ) 準都市計画区域の設定方針
緑条例等により一定の成果を得ているため、当面の間、未設定
 - (ウ) 複数の都市計画区域が存する市町の土地利用方針
市町域全体の土地利用計画や都市施設等の配置の方針を策定
 - イ 緑豊かな環境形成地域及び地域の区分
緑条例による地域環境と調和した適正な土地利用の推進
 - ウ 関連する各種制度との連携・調整
各種法令等に基づく制度との連携・調整による規制誘導
 - (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域及び農用地区域との関係
 - (イ) 森林法に基づく保安林等との関係
 - (ウ) 自然公園法・自然公園条例に基づく自然公園地域との関係
 - (エ) 環境の保全と創造に関する条例に基づく自然環境保全地域との関係
 - (オ) 景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区等との関係
- (2) 土地利用課題への対応方針
 - ア 広域的な都市機能の立地誘導・抑制
・立地による影響が広範囲にわたる都市機能の立地誘導（広域土地利用プログラムの反映等）
・オールドニュータウンの再生
 - イ 都市と農山漁村の交流や活性化への対応
・二地域居住の促進、ツーリズムや地域振興策との連携による交流拠点の整備、集落地域の土地利用誘導や景観形成
・都市計画手法、緑条例、景観条例の土地利用規制・誘導による地域の生活文化、地場産業などを生かした景観及び環境の形成
・農山漁村における産業の活性化とあわせた地域づくり施策との土地利用における協調
 - ウ 災害に強いまちづくりへの対応
・阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた災害に強いまちづくりの推進（密集市街地における建築物の不燃化、宅地内緑化の推進等）
・広域防災拠点ネットワークの形成
 - エ 地域の玄関口等における顔づくり
・沿道土地利用計画などによる高速道路IC及び幹線道路沿道や鉄道駅周辺における土地利用規制・誘導

6 広域的な連携と調整のしくみづくり

地域間や都市拠点間の広域的な連携や調整のためのしくみづくり（協議会等）

- (1) 都市の拠点相互の連携・役割分担
- (2) 道路や河川に沿った土地利用等の調整
- (3) 市町境界付近等での土地利用の調整
- (4) 地元主体の広域的取組みの支援

4 広域ネットワークの形成の方針

安心して暮らせる安全な都市づくりや広域的な交流と連携の都市づくりを支えるネットワークの形成

- (1) 階層的な交通ネットワークの形成
 - ア 地域を越える移動を支えるネットワーク
 - イ 地域内の移動を支えるネットワーク
 - エ 日常生活圏内の移動を支えるネットワーク
- (2) ネットワークの強化の考え方
 - ア 既存のネットワークの強化
 - イ 新たなネットワークの整備
- (3) 多様な交通手段の連携
 - ア 道路ネットワーク
・高速道路六基幹軸を基本とした広域的な幹線道路ネットワークの形成
・公共交通アクセスのための歩行者空間の快適性等の向上
・産業面を支える物流・流通や緊急時の物資輸送を支えるネットワークの形成
 - イ 公共交通ネットワーク
・鉄道、バスなど交通機関相互の連絡性の向上
・船舶の旅客交通の利便性向上と物流機能の向上
・神戸・大阪国際・関西国際空港へのアクセス性の向上と但馬空港の利用の利便性の向上
・中山間地域などにおけるコミュニティバスなどによる公共交通の利便性向上

図1 広域都市計画基本方針の位置付け

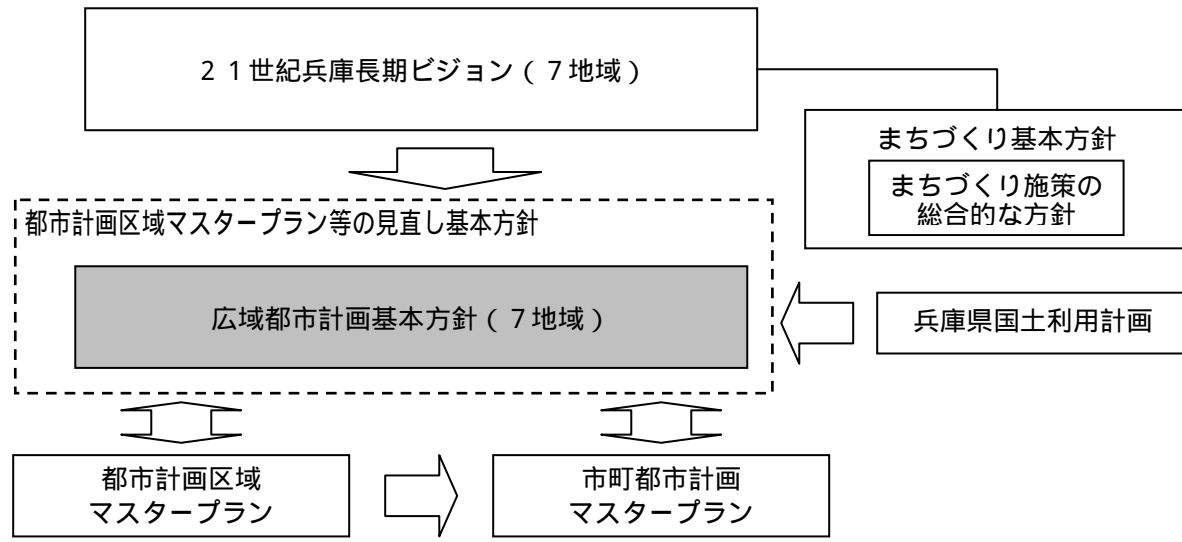


図2 各地域の市町と都市計画区域の現状

地域	市町	都市計画区域		
		線引き	非線引き (用途地域指定あり)	非線引き (用途地域指定なし)
神戸地域	神戸市	神戸国際港都建設計画都市計画区域		
阪神地域	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	阪神間都市計画区域		
東播磨地域	加古川市、明石市、高砂市、三木市、小野市、加東市、加西市、西脇市、播磨町、稲美町、多可町	東播都市計画区域	東条都市計画区域	吉川都市計画区域 中都市計画区域
西播磨地域	姫路市、赤穂市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、福崎町、市川町、神河町、上郡町、佐用町	中播都市計画区域 西播都市計画区域	西播磨高原都市計画区域 山崎都市計画区域	
但馬地域	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		豊岡都市計画区域 城崎都市計画区域 和田山都市計画区域	日高都市計画区域 出石都市計画区域 八鹿都市計画区域 香住都市計画区域 浜坂都市計画区域
丹波地域	篠山市、丹波市		篠山都市計画区域	市島都市計画区域 春日都市計画区域 氷上都市計画区域 柏原都市計画区域
淡路地域	淡路市、洲本市、南あわじ市		洲本都市計画区域	北淡都市計画区域 淡路・東浦都市計画区域 津名都市計画区域 緑都市計画区域 西淡都市計画区域 南淡都市計画区域

図3 都市計画区域図

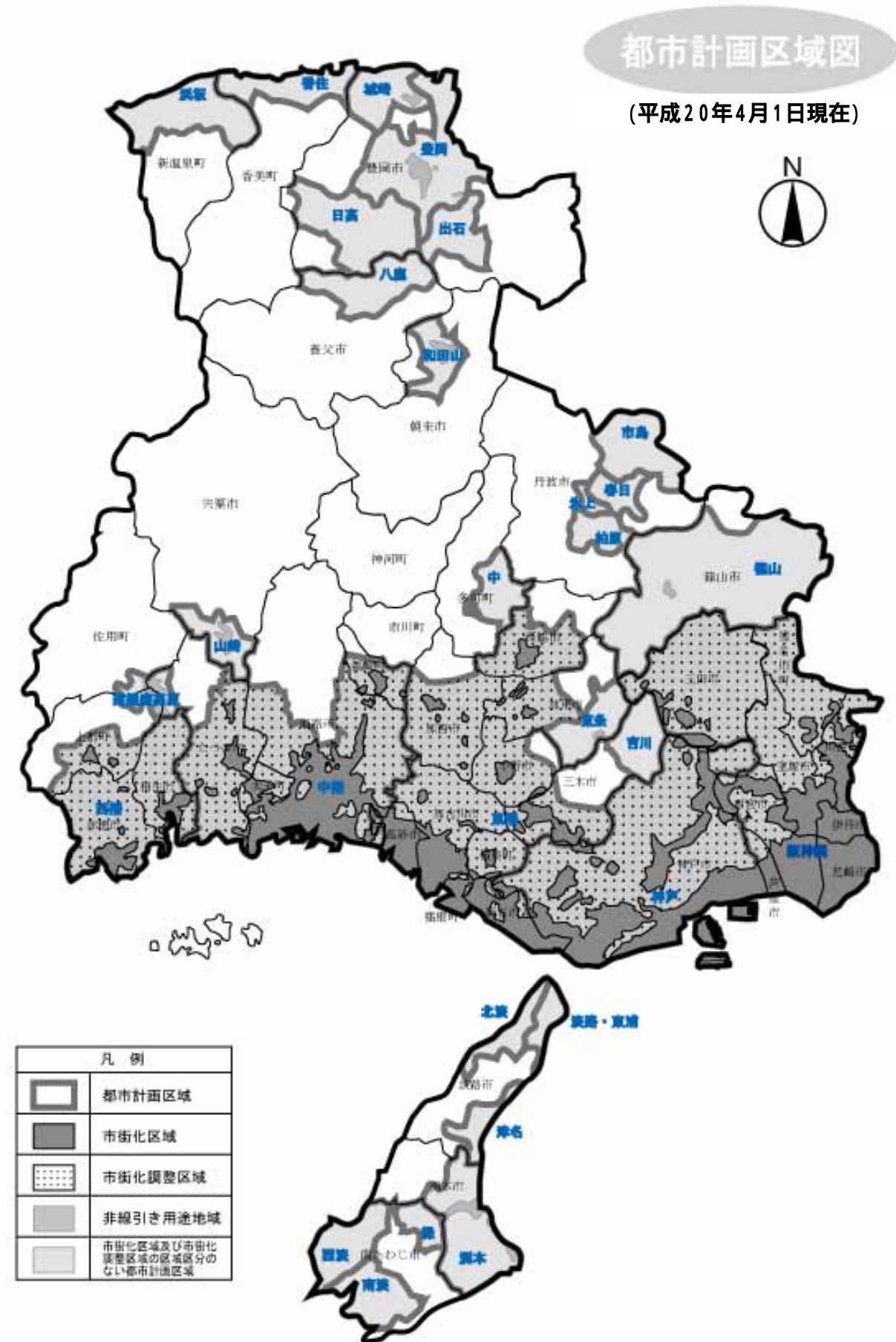


図4 土地利用規制・誘导图

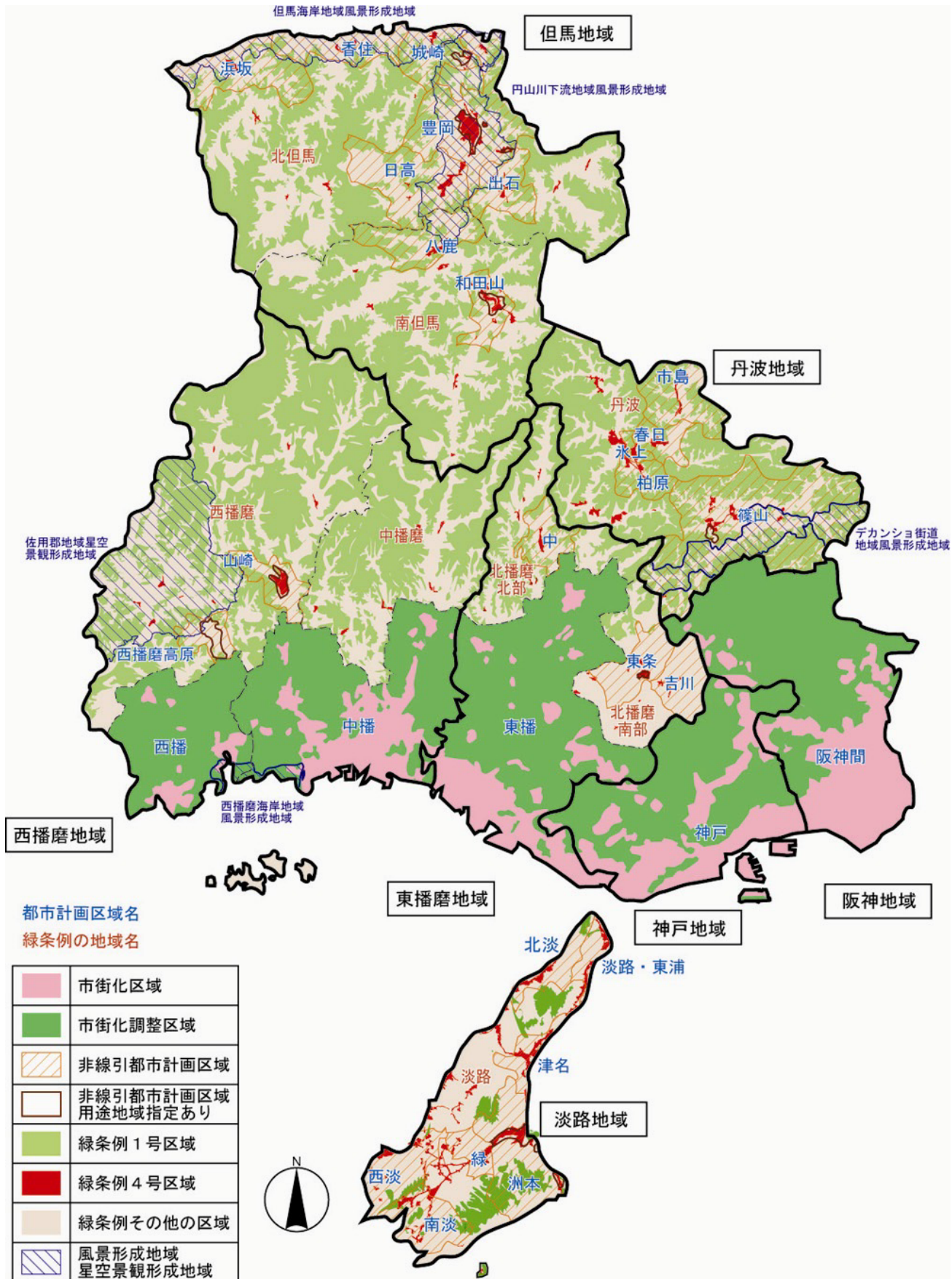


図5 広域都市計画基本方針における土地利用の連携・調整について

都市計画法	緑条例	景観条例					農振法		森林法		自然公園法 自然公園条例		環境条例		
		景観形成地区 (1)				風景形成地域 (1)	農振地域		保安林	民有林 (2)	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区	
		歴史的景観形成地区	住宅街等景観形成地区	まちなか景観形成地区	沿道景観形成地区		農用地区域	その他の区域							
市街化区域		a					x	x		f	x	h			
市街化調整区域		b					d	e		g	d	i			
非線引都市計画区域	用途地域	4号区域	a					x	x	d	f	x	h	d	
		2項区域													
	用途地域以外	1号区域	c					d	e	d	g	d	i		
		2号区域													
		3号区域													
4号区域															
都市計画区域外		2項区域													
		1号区域	c					d	e	d	g	d	i	d	
		2号区域													
		3号区域													
		4号区域													
2項区域															

1 地区計画等の区域では、景観条例における景観形成地区及び風景形成地域の指定の規定は、適用しない。(景観条例第31条1項)

2 民有林については、保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く。

x 制度上又は実体上重複しないもの。

- a 用途地域による土地利用区分を基本に、景観形成及び風景形成の基準に沿った土地利用規制・誘導を図る。
- b 市街化の抑制に配慮しつつ、景観形成及び風景形成の基準に沿った土地利用規制・誘導を図る。
- c 緑条例に基づく地域環境形成基準との整合を図りつつ、景観形成及び風景形成の基準に沿った土地利用規制・誘導を図る。
- d 農振法、森林法、自然公園法・自然公園条例、環境条例が定める地域、区域、地区等としての保全又は保護及び利用を図る。
- e 神戸・阪神地域及び東・西播磨地域の臨海部では、原則、農業上の利用を図る。ただし、公共の福祉の観点からやむを得ない場合など特定の 場合には都市的な利用を優先する。
その他の地域では、土地利用の現況及び将来の地域発展の動向を勘案しつつ公共の福祉の観点から、農業上の利用との調整を図りつつ都市的な利用を図る。
- f 都市的な利用を図る。ただし、神戸・阪神地域及び東・西播磨地域の臨海部では、森林が都市における緑地空間としての機能を果たしていることを充分考慮する。
- g 土地利用の現況及び将来の地域発展の動向を勘案しつつ公共の福祉の観点から森林地域の利用との調整を図りつつ都市的な利用を図る。
- h 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図る。
- i 神戸・阪神地域及び東・西播磨地域の臨海部では、自然公園としての保護及び利用を図る。
その他の地域では、両地域が両立するよう調整を図る。

広域都市計画基本方針（地域編：抜粋）

各地域の広域的な都市づくりの目標と方針（抜粋）

神戸	<p>「みなと神戸」の国際的な都市ブランドを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三宮を中心とする高度な都市機能の充実 ・神戸医療産業都市構想、次世代スーパーコンピュータを核とした研究教育拠点の形成など先駆性のある取組みによる京阪神都市圏における役割の明確化 ・空港、港、鉄道など広域的な交通ネットワークの充実 ・西区や北区の農振地域、都市近郊における貴重で豊かな自然環境、農村環境の維持・活用のための関連する各種制度との連携・調整
阪神	<p>環境と調和し、伝統ある市民文化に支えられた活力あふれる都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR 尼崎駅等周辺等の各都市拠点の特性を生かした都市機能の充実と質の高い都市空間の整備 ・水と緑のネットワークの形成、尼崎運河を活用した水辺空間の再生等京阪神都市圏に広がる環境保全・創造ネットワークの先導 ・関西の3空港及びスーパー中核港湾・阪神港へのアクセス性の充実による物流機能の強化及び災害等への対応の迅速化 ・各都市拠点等の都市機能の強化による阪神モダニズムに代表される個性的なまちづくりの促進
東播磨	<p>水辺の自然と個性ある地場産業や地域文化を生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部における複合的な都市機能の強化と産業機能の更なる充実 ・内陸部における歴史文化や地場産業の蓄積を生かした魅力向上と複合的な都市機能の充実 ・県中央部において播磨臨海部と北播磨地域を結び東播磨南北道路など南北方向の連携軸の強化 ・豊かな水や水辺の環境、文化や歴史を生かした地域魅力の創出 ・インターチェンジ周辺での地域の玄関口にふさわしい土地利用や景観の形成
西播磨	<p>水と緑が調和し、流域の伝統文化と先端技術を生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路駅・市役所周辺での高次都市機能の充実 ・播磨科学公園都市を産官学の連携拠点としての都市機能の集積 ・各水系における流域文化を生かした連携・交流の推進 ・広域幹線道路及び播磨臨海地域道路による東西・南北方向の広域幹線道路の整備・充実 ・多自然地域での二地域居住、環境教育、銀の馬車道プロジェクトなどの取組みの推進
但馬	<p>豊かな自然と共生し、多彩な観光資源を生かした交流都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊岡駅周辺、朝来市和田山周辺、養父市八鹿周辺の都市機能等の充実及び交通結節機能の強化 ・日常生活圏を対象とした生活利便機能の集積 ・自然資源や地域資源を生かした二地域居住等の都市住民との交流による地域の魅力向上 ・北近畿豊岡自動車道、鳥取豊岡宮津自動車道等の整備による広域道路交通ネットワークの確立 ・豊岡市域における都市計画区域の統合・拡大及び旧養父町域の八鹿都市計画区域への編入検討
丹波	<p>森と田園に囲まれ、人と自然と文化の交流を支える都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・篠山・丹波両市における合併前の旧町の中心部の個性を生かした機能集積 ・西脇や福知山など隣接する地域を結び、都市機能の補完・分担を支える主要幹線道路の充実・整備 ・丹波市域における都市計画区域の統合・拡大 ・地域住民との協働による丹波の森の実現 ・丹波地域の魅力を生かした都市と農村の交流による地域づくりの促進
淡路	<p>多彩な自然の恵みを生かし、人と自然が調和した都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洲本市役所周辺、志筑地区、市地区における都市機能の強化・充実 ・淡路島国際公園都市の観光・交流の特定機能拠点としての機能の活用・充実 ・自然環境や地場産業の活用、古民家再生等による都市部との交流促進等 ・神戸淡路鳴門自動車道と国道28号などの地域内幹線道路との交通アクセス性の強化 ・淡路市域及び南あわじ市域における都市計画区域の統合・拡大、旧五色町域の洲本都市計画区域への編入検討 ・風力発電や太陽光発電等のグリーンエネルギーの導入、バイオマスの利活用といった環境関連産業を支える新たな産業拠点の創出と環境配慮型企業の誘致に向けた検討

土地利用規制・誘導図

